

第11回戸籍システム検討ワーキンググループ 議事要旨

- 1 日 時：平成28年5月31日（火）10：00～11：41
- 2 場 所：法務省民事局会議室
- 3 出席者：安達座長，小松崎委員，酒井委員，高橋委員，高柳委員，中村委員，名越委員，成田委員，平野委員，穂積委員，本間委員，鷺崎委員，手塚オブザーバー
- 4 概 要：法務省から，配布資料に関する説明を行った後，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

【調査・研究事業における中間報告書（概要）案について（3）】

- 新システムを構築する際の理念の一つとして，「投資対効果」という言葉が用いられているが，本件については，「費用対効果」という言葉の方がより適切ではないか。
 - ・ 戸籍事務の業務改革の検討に当たっては，各市区町村が行っている現行業務を踏まえて検討すべきだが，利用者側についても，同様の観点での検討が必要である。
- 新システムにおける費用対効果について，今後，より精密な試算が必要であり，試算の前提条件など考え方を示しつつ，行政側で効率化される業務処理時間や国民の利便性の向上の観点を踏まえたものが必要ではないか。
 - ・ 現時点では不確定な要素があることから，幅のある試算にならざるを得ないが，不確定な要素を明示し，その点につき検討を加えることによって，試算の精度を向上させることが必要である。
 - ・ 費用対効果の観点からすると，過去の紙の戸籍まで遡って全部マイナンバーによる連携をしようとするのと相当な費用が必要となるので，今後，その辺りも詰めていく必要があるのではないか。
 - ・ 試算も重要であるが，国民に対する説明という観点からは，戸籍事務における新たなサービスなど，新たな業務要件について検討することが，より重要ではないか。
 - ・ 費用対効果の試算に当たっては，法務省だけで見るとコストが上がるように見えても，国全体で見るとコストが下がることもあり得るので，総合的な観点での分析が必要である。
- 新システムを構築するに当たっては，どのような戸籍の情報保持形態を採用するにせよ，現場の実態を踏まえつつ，情報セキュリティを十分に確保することが必要である。また，新たなサービスを展開する際にも，情報セキュリティを十分に確保することが必要である。
 - ・ 情報セキュリティを議論するに当たっては，戸籍の情報保持形態ごとに，どのようなリスクがどの程度の確率で発生するのかを明示し，議論する必要があるのではないか。
 - ・ 戸籍の情報について，インターネットで提供するか否かなどについては，今のところ予定はなく，将来的な検討課題である。

以上